

経営相談 Q & A

雇用保険の適用拡大等について

Q

当社は、これまでから65歳以上の労働者を雇用しています。また、平成29年以降も65歳以上労働者の新規雇用を検討しています。

ところで、平成29年1月1日より雇用保険の適用範囲が拡大されたと聞きました。また、拡大に伴って従業員（被保険者）への給付金について、対象や要件が変更になったとも聞きました。そこで、新しく変わった内容や事務手続き等について教えてください。

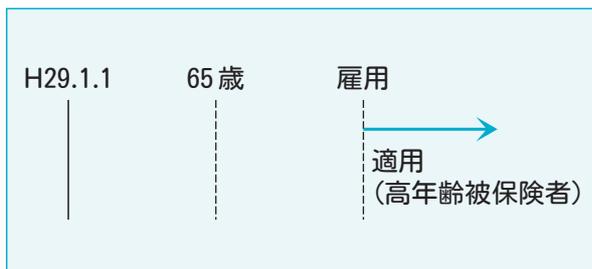
A

雇用保険適用拡大の趣旨は、生涯現役社会の実現の観点から、雇用者数、求職者数が増加傾向にある65歳以上の高齢者の雇用が一層推進されるよう、雇用保険を適用することです。

I 雇用保険の適用拡大について

平成28年12月末まで、65歳以上の労働者は、「高年齢継続被保険者」^(※1)に該当する場合を除き雇用保険に新規加入はできませんでした。平成29年1月1日以降は、65歳以上の労働者についても「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります。

■平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合。



雇用保険の適用要件^(※2)に該当する場合は、雇用した時点から「高年齢被保険者」となりますので、雇用した日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」(以下、「資格取得届」)を提出します。

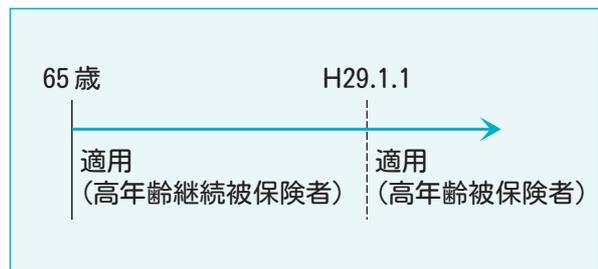
■平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し、平成29年1月1日以降も継続して雇

用している場合



事業主や労働者の希望の有無にかかわらず、適用要件^(※2)に該当すれば平成29年1月1日より高年齢被保険者となります。提出期限の特例により平成29年3月31日までに管轄のハローワークに「資格取得届」を提出します。

■平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者^(※1)である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合。



この場合は自動的に高年齢継続被保険者から高年齢被保険者になりますので、ハローワークへの届け出は不要です。

※1：65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者。

※2：1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上の雇用見込みがある。

II 保険料の徴収について

雇用保険の保険料は業種ごとに保険料率が決められています。64歳以上の者については、保険料は免除されていました。平成29年1月1日以降は徴収免除が廃止されて原則通り徴収されますが、経過措置として、高年齢被保険者（65歳以上）の保険料は平成31年度まで免除されます。

【参考】平成28年度雇用保険料率

	保険料率	事業主負担分	労働者負担分
一般の事業	11/1000	7/1000	4/1000
農林水産・ 清酒製造業	13/1000	8/1000	5/1000
建設業	14/1000	9/1000	5/1000

III 従業員（被保険者）の給付金について

■高年齢求職者給付金

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となるため、高年齢被保険者として離職した場合、受給要件を満たすごとに高年齢求職者給付金が支給（年金と併給可）されます（従前は1度限り）。

■育児休業給付金、介護休業給付金

平成29年1月1日以降に高年齢被保険者として、育児休業や介護休業を新たに開始する場合も、要件を満たせば育児休業給付金、介護休業給付金の支給対象となります。

■教育訓練給付金

平成29年1月1日以降に厚生労働大臣が指定する教育訓練を開始する場合は、教育訓練を開始した日において高年齢被保険者である者または高年齢被保険者（平成28年12月末までに離職した者は、高年齢継続被保険者）として離職日の翌日から教育訓練の開始日までの期間が1年以内の者も、要件を満たせば教育訓練給付金の支給対象となります。

なお、育児休業給付金および介護休業給付金の支給要件が平成29年1月1日より以下のように見直されました。

○育児休業・介護休業給付金の要件見直し

【育児休業給付金】

- 育児休業給付金の対象となる子の範囲について
養子縁組里親、養育里親等も育児休業給付金の対象となりました。
- 有期契約労働者の育児休業支給要件について
有期契約労働者は、育児休業開始時点において、「①事業主に引き続き雇用された期間が1年以上あること、②子が1歳以降も雇用継続の見込みがあること、③子が2歳に達する日までの間に更新されないことが明らかでないこと」という要件を満たす必要がありますが、このうち、②の要件は廃止となり、③の要件は「2歳⇒1歳6か月」に緩和されました。

【介護休業給付金】

○対象家族の拡大

祖父母、兄弟姉妹、孫は「同居かつ扶養」の場合が対象でしたが、「同居かつ扶養」の要件が廃止されました。

○介護休業の取得回数について

介護休業給付金は、同一の対象家族・同一の要介護状態の場合、原則1回、93日を限度として対象としていましたが、通算93日分を最大3回まで分割して取得することが可能となりました。

○有期契約労働者の介護休業給付支給要件

有期契約労働者は、介護休業開始時点において、「①事業主に引き続き雇用された期間が1年以上あること、②93日経過後も雇用継続の見込みがあること、③93日経過後から1年を経過するまで更新されないことが明らかでないこと」という要件を満たす必要がありますが、②の要件は廃止となり、③の要件は「1年→6か月」に緩和されました。

詳しくは、厚生労働省ホームページを参照するか、ハローワークにお問い合わせください。

【ハローワークの所在案内】

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

（丸尾尚史）